

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
等に関する条例案

令和4年(2022年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
等に関する条例

(札幌市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第27号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。
- (2) 第3条第1項中「60年」を「65年」に改め、同項ただし書及び同条第2項を削る。
- (3) 第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当し、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずる」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)

(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続

き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (4) 第4条第1項第1号中「職員の」を削り、「とき」を「ため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第2号中「当該職員の」を「当該」に、「勤務条件が特殊で」を「勤務条件に特殊性が」に、「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「職員の退職によるその」を削り、「、その」を「、当該」に、「とき」を「ため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務させている職員及び第2項の規定により期限を延長した職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

- (5) 第5条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)別表3の適用を受ける医師及び歯科医師、病院局に勤務する医師及び歯科医師並びにその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任又は転任(以下「他の職への降任等」という。)を行うことが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。)とする。

(1) 札幌市職員給与条例第24条第1項（札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第48号）第18条において準用する場合を含む。）及び札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）第4条に規定する管理又は監督の地位にある職員が占める職

(2) 前号に準ずるものとして人事委員会規則で定める職  
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員について他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）についても他の職への降任等を行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の

段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超え

ることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同

条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

(雑則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(6) 附則に次の2項を加える。

(定年年齢の引上げに関する経過措置)

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年条例第 号)第1条の規定による改正前の第3条第1項ただし書及び第2項に規定する職員に相当する職員(次項において「医師等」という。))を除く。)に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」と

あるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師等を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(7) 別表を削る。

(札幌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第35号)の一部を次のように改正する。

(1) 第6条の3に次の1号を加える。

(3) 法第28条の2第1項に規定する降給 第1号の降格を行う。

(2) 第9条第1項第2号中「6月以内」の次に「の期間、減給の発令が行われた日において、当該発令が行われなかつたものとした場合に当該職員が受けることとなる」を加え、同号に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(3) 第9条第1項第3号中「以内」の次に「の期間、」を加える。

(4) 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)附則第10項若しくは札幌市立学校教育職員の給与に関する条例(平成28年条例第48号)附則第11条の規定又はこれらの規定に相当する規定による降給については、第6条の5の規定は適用せず、これらの規定による降給を受ける職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(2) 第3条、第4条第2項及び第12条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 札幌市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第55号)の一部を次のように改正する。



(1) 第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(2) 第10条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(3) 第15条第1項の表第5条の2第4項の項を削り、同表第25条の3第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第3条第4項の項を削り、同表第20条第1項の項中「札幌市職員給与条例」を「市給与条例」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(4) 第22条第2号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(5) 第23条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「引き続いて」を「引き続き」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 札幌市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例

第34号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第3号中「昭和58年条例第27号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(2) 附則に次の1項を加える。

(地方公務員法の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日から令和14年3月31日までの間における第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

(札幌市職員給与条例の一部改正)

第8条 札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

(1) 第5条の2第4項を削る。

(2) 第5条の3中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる」に改める。

(3) 第25条の3第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(4) 第29条第3項及び第29条の4第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(5) 第30条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

務職員」に改め、同条第3項中「相当する時間」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該命ぜられた勤務時間に相当する時間に前項の規定により100分の100の割合が適用される勤務の時間を加えた時間)」を加える。

(6) 第34条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第14条から第20条まで」を「第3章」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(7) 附則に次の8項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の2第1項の規定により決定された当該職員の属する職務の級及び同条第2項若しくは第3項又は第13条第2項若しくは第3項の規定により決定された当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年条例第 号)第1条の規定による改正前の札幌市職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第27号)第3条第1項ただし書及び同条第2項に掲げる職員に相当する職員

(3) 札幌市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 札幌市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員

であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の2第1項の規定により決定された当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の2第1項の規定により決定された当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項の規定による給料を支給される職員を除く。）であつて、当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第10項の規定の適用を受ける職員（附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員を除く。）であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第29条第5項（第29条の4第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第29条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(8) 別表1から別表3までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第10条 札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 第8条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(2) 第15条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

(札幌市職員退職手当条例の一部改正)

第11条 札幌市職員退職手当条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定

- により採用された者を除く。」を削る。
- (2) 第3条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。
  - (3) 第5条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。
  - (4) 第6条中「15年」を「20年」に改める。
  - (5) 第8条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。
  - (6) 第11条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。
  - (7) 第13条第1項中「。第3項」の次に「及び第4項」を加える。
  - (8) 第16条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。
  - (9) 第17条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
  - (10) 第18条第1項中「あつては」を「は」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
  - (11) 第20条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「あつては」を「は」に改め、同条第2項及び第3項中「あつては」を「は」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「あつては」を「は」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あつては」を「は」に改め、同条第6項中「前各号」を「前各項」に改める。
  - (12) 附則第5項中「まで」の次に「及び附則第22項から第30項まで」を加える。
  - (13) 附則第6項中「第5条の2」の次に「及び附則第25項」を加える。
  - (14) 附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第23項」を加える。
  - (15) 附則に次の9項を加える。
    - (定年年齢の引上げに係る特例)

22 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく

退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「若しくは第5条又は附則第22項」とする。

23 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「若しくは第5条又は附則第23項」とする。

24 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1項ただし書及び第2項に規定する職員に相当する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

25 札幌市職員給与条例附則第10項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

26 当分の間、第4条第1項第2号及び第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第6条及び第8条の3の規定の適用については、第6条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第24項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢）に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは

「その者に係る定年（附則第24項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

27 当分の間、第4条第1項第2号及び第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限り、規則で定める者を除く。）に対する第6条及び第8条の3の規定の適用については、第6条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。

附則第24項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第24項第1号に掲げる職員	65歳
附則第24項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

28 当分の間、第4条第1項第2号及び第3号並びに第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第6条の規定の適用及び第11条の規定の適用については、第6条本文及び第11条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第6条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第11条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

29 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第27項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日前に退職したときにおける第6条及び第8条の3の規定の適用については、第6条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並び



に第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第27項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

30 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第27項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第6条及び第8条の3の規定の適用については、第6条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

（札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第13条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
- (2) 第3条第4項を削る。
- (3) 第4条中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（この条において）」を「法第22条の4第1項の規定により採用された教育職員（以下）」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (4) 第24条第2項、第27条第3項及び第30条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (5) 第37条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第13条から第15条まで」を「第3章」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (6) 附則に次の8条を加える。

（定年年齢の引上げに係る経過措置）

第11条 当分の間、教育職員の給料月額を、当該教育職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（附則第13条において「特定日」という。）以後、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第1項の規定により決定された当該教育職員の属する職務の級及び同条第2項若しくは第3項又は第11条第2項若しくは第3項の規定により決定された当該教育職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

第12条 前条の規定は、次に掲げる教育職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される教育職員その他の法律により任期を定めて任用される教育職員及び非常勤職員
- (2) 札幌市職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第27号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している教育職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた教育職員

員を除く。)

(3) 札幌市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める教育職員

第13条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教育職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第15条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員のうち、特定日に附則第11条の規定により当該教育職員が受ける給料月額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教育職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11条の規定により当該教育職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第14条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が第3条第1項の規定により決定された当該教育職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第1項の規定により決定された当該教育職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該教育職員の受ける給料月額」とする。

第15条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員（附則第11条の規定の適用を受ける教育職員に限り、附則第13条の規定による給料を支給される教育職員を除く。）であつて、当該給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、当分の間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第16条 附則第11条の規定の適用を受ける教育職員（附則第13条又

は前条の規定による給料を支給される教育職員を除く。) であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、当分の間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第17条 附則第13条又は前2条の規定による給料を支給される教育職員に対する第23条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第13条、第15条又は第16条の規定による給料の額との合計額」とする。

第18条 附則第11条から前条までに定めるもののほか、附則第11条の規定による給料月額、附則第13条の規定による給料その他附則第11条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(7) 別表1及び別表2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(札幌市立学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第14条 札幌市立学校教育職員の給与等に関する特別措置条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

(1) 第1条中「平成28年条例第48号」の次に「。以下「教育給与条例」という。」を加える。

(2) 第3条第3号中「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例」を「教育給与条例」に改める。

(3) 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 教育給与条例附則第13条、第15条又は第16条の規定による給料を支給される教育職員に対する第2条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育給与条例附則第13条、第15条又は第16条の規定による給料の額との合計額」とする。

(札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第15条 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例(平成28年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部改正)

第16条 札幌市立学校教育職員退職手当条例(平成28年条例第51号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。
- (2) 第6条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。
- (3) 第8条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。
- (4) 第10条中「15年」を「20年」に改める。
- (5) 第15条第1項中「除く。以下」を「除く。第17条第4項において」に改め、「(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。
- (6) 第19条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。
- (7) 第21条第1項中「。第3項」の次に「及び第4項」を加える。
- (8) 第25条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (9) 第26条第1項中「あつては」を「は」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (10) 第28条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「あつては」を「は」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「あつては」を「は」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あつては」を「は」に改め、同条第6項中「前各号」を「前各項」に改める。
- (11) 附則第3条中「まで」の次に「及び附則第13条から第21条まで」を加える。
- (12) 附則第4条中「第9条」の次に「及び附則第16条」を加える。
- (13) 附則第5条中「第8条」の次に「又は附則第14条」を加える。
- (14) 附則に次の9条を加える。

(定年年齢の引上げに係る特例)

第13条 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条第1項の規定の適用については、同項中「又は第8条」とあるのは、「若しくは第8条又は附則第13条」とする。

第14条 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条第1項の規定の適用については、同項中「又は第8条」とあるのは、「若しくは第8条又は附則第14条」とする。

第15条 前2条の規定は、給与その他の処遇の状況が地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1項ただし書及び第2項に規定する職員に類する教育職員として教育委員会規則で定める教育職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

第16条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例附則第11条の規定による教育職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第17条 当分の間、第7条第1項第2号及び第3号並びに第8条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第10条及び第14条の規定の適用については、第10条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第15条に規定する教育職員以外の者にあつては60歳、同条に規定する教育職員にあつては教育委員会規則で定める年齢）に達する日」と、同条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条

の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第15条に規定する教育職員以外の者にあつては60歳、同条に規定する教育職員にあつては教育委員会規則で定める年齢）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

第18条 当分の間、第7条第1項第2号及び第3号並びに第8条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限り、教育委員会規則で定める者を除く。）に対する第10条及び第14条の規定の適用については、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教育職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。

附則第15条に規定する教育職員 以外の者	60歳
附則第15条に規定する教育職員	教育委員会規則で定める年齢

第19条 当分の間、第7条第1項第2号及び第3号並びに第8条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第10条の規定の適用及び第19条の規定の適用については、第10条本文及び第19条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第10条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第19条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第18条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日前に退職したときにおける第10条及び第14条

の規定の適用については、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教育職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第18条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第21条 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第18条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第10条及び第14条の規定の適用については、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教育職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（札幌市職員の再任用に関する条例の廃止）

第17条 札幌市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。



(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の札幌市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の札幌市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条（新定年条例附則第7項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項（次条第3項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、令和3年改正法附則第6条第1項の規定に基づき、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年

(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、令和3年改正法附則第6条第2項の規定に基づき、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年に達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合におけ

る令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）か

ら基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下この条から附則第16条までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の札幌市職員の勤務条件に関する条例（札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号）第2条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の札幌市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(暫定再任用職員の給与)

第12条 暫定再任用職員（附則第15条から第18条までの規定の適用を受ける者を除く。附則第14条において同じ。）の給料については、当該暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の札幌市職員給与条例（以下「改正給与条例」という。）第5条から第5条の3まで及び別表1から別表6までの規定を準用する。この場合において、改正給与条例別表1行政職給料表定年前再任用短時間勤務職員の項及び別表2消防職給料表定年前再任用短時間勤務職員の項中「251, 700」とあるのは「255, 200」と、「271, 200」とあるのは「274, 600」と、「287, 000」とあるのは「289, 700」と読み替えるものとする。

第13条 前条の規定により準用する改正給与条例別表4行政職給料表級別基準職務表7級の項に掲げる職務を行う暫定再任用職員（改正給与条例第24条第1項に定める管理職手当が支給される者を除く。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 60歳に達する日の属する年度の末日に改正給与条例別表4行政職給料表級別基準職務表10級の項又は9級の項第1号に掲げる職務を行う者であったもの 454, 700円
- (2) 60歳に達する日の属する年度の末日に改正給与条例別表4行政職給料表級別基準職務表9級の項第2号又は8級の項に掲げる職務を行う者であったもの 363, 900円

2 前条の規定により準用する改正給与条例別表5消防職給料表級別基準職務表7級の項に掲げる職務を行う暫定再任用職員（改正給与条例第24条第1項に定める管理職手当が支給される者を除く。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 60歳に達する日の属する年度の末日に改正給与条例別表5消防職給料表級別基準職務表10級の項又は9級の項第1号に掲げる職務を行う者であったもの 454, 700円

(2) 60歳に達する日の属する年度の末日に改正給与条例別表5消防職給料表級別基準職務表9級の項第2号又は8級の項に掲げる職務を行う者であったもの 363,900円

第14条 暫定再任用職員の給与については、前2条に定めるもの及び人事委員会が定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の例による。

(単純な労務に雇用される暫定再任用職員の給与)

第15条 暫定再任用職員のうち地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(企業職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員をいう。以下同じ。))を除く。)の給与については、市長が定めるもののほか、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される定年前再任用短時間勤務職員(企業職員を除く。)の例による。

(企業職員である暫定再任用職員の給与)

第16条 暫定再任用職員のうち企業職員の給与については、管理者が定めるもののほか、企業職員である定年前再任用短時間勤務職員の例による。

(暫定再任用教育職員の給与)

第17条 暫定再任用教育職員(暫定再任用職員のうち、第13条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正教育給与条例」という。))第1条に規定する教育職員に相当する者をいう。以下同じ。)の給料については、当該暫定再任用教育職員を改正教育給与条例第4条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正教育給与条例第2条から第4条まで及び別表1から別表4までの規定を準用する。この場合において、改正教育給与条例別表1教育職給料表(高等学校、特別支援学校等)定年前再任用短時間勤務職員の項中「274,300」とあるのは「277,700」と、改正教育給与条例別表2教育職給料表(小学校、中学校、幼稚園等)定年前再任用短時間勤務職員の項中「271,100」とあるのは「274,500」と読み替えるものとする。

第18条 暫定再任用教育職員の給与については、前条に定めるもの及び人事委員会が定めるもののほか、改正教育給与条例第4条に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例による。



(理 由)

地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年の引上げを前提として、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制などの制度が設けられることに伴い、本市職員の定年を引き上げるとともに、関係条例の整備等を行うため、本案を提出する。